

拡大生産者責任(EPR)の範囲

従来の生産者・流通業者の範囲

	生産・流通段階	消費段階
責任	<ul style="list-style-type: none">◆労働者の安全性◆生産工程から環境への汚染排出の防止と管理◆産業廃棄物の十分な管理に対する資金的・法律的な責任	<ul style="list-style-type: none">◆危険な製品に関する民事的責任 (Product Liability)
コスト	<ul style="list-style-type: none">◆生産コスト 原材料購入費用、加工費用◆流通コスト 輸送費用、保管費用	

従来の行政の範囲

廃棄物管理段階
<ul style="list-style-type: none">◆消費後製品の管理に関する資金的、物理的責任
<ul style="list-style-type: none">◆廃棄物管理コスト 廃棄物の収集、保管、処理費用

← ライフサイクルの上流部 →

← ライフサイクルの下流部 →

環境コミュニケーションは 経営戦略に近づいている

サンプル数	環境コミュニケーション担当部署											不明
	室等 経営部門 (社長 ・部長)	環境部門	広報部門	宣伝部門	営業・ マーケティング 部門	企画部門	技術部門・ 開発・技 術部門	設計・ 開発・技 術部門	製造部門	総務・ 経理部門	その他	
2年	176	23.3	63.1	45.5	14.2	16.5	11.4	17.6	17.6	34.7	9.7	
1年	321	20.6	81.0	53.3	13.1	23.4	16.2	21.2	16.8	32.1	6.9	2

Back

Extended Producer Responsibility

A Guidance Manual For Governments

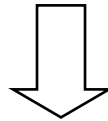
CHAPTER 2

EPR政策と考察

Presenters: 有野 洋輔
石井 香絵

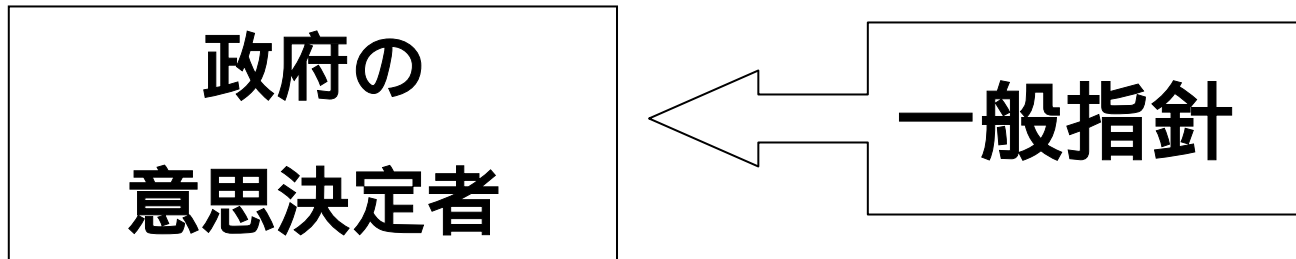
2.1 Introduction

政策の立案状況 & その他要因



どう影響するか??

EPR政策の設計と結果



どのような時にどのようなアプローチを採
るべきかを考察してゆく

2.2 EPRの指導原則

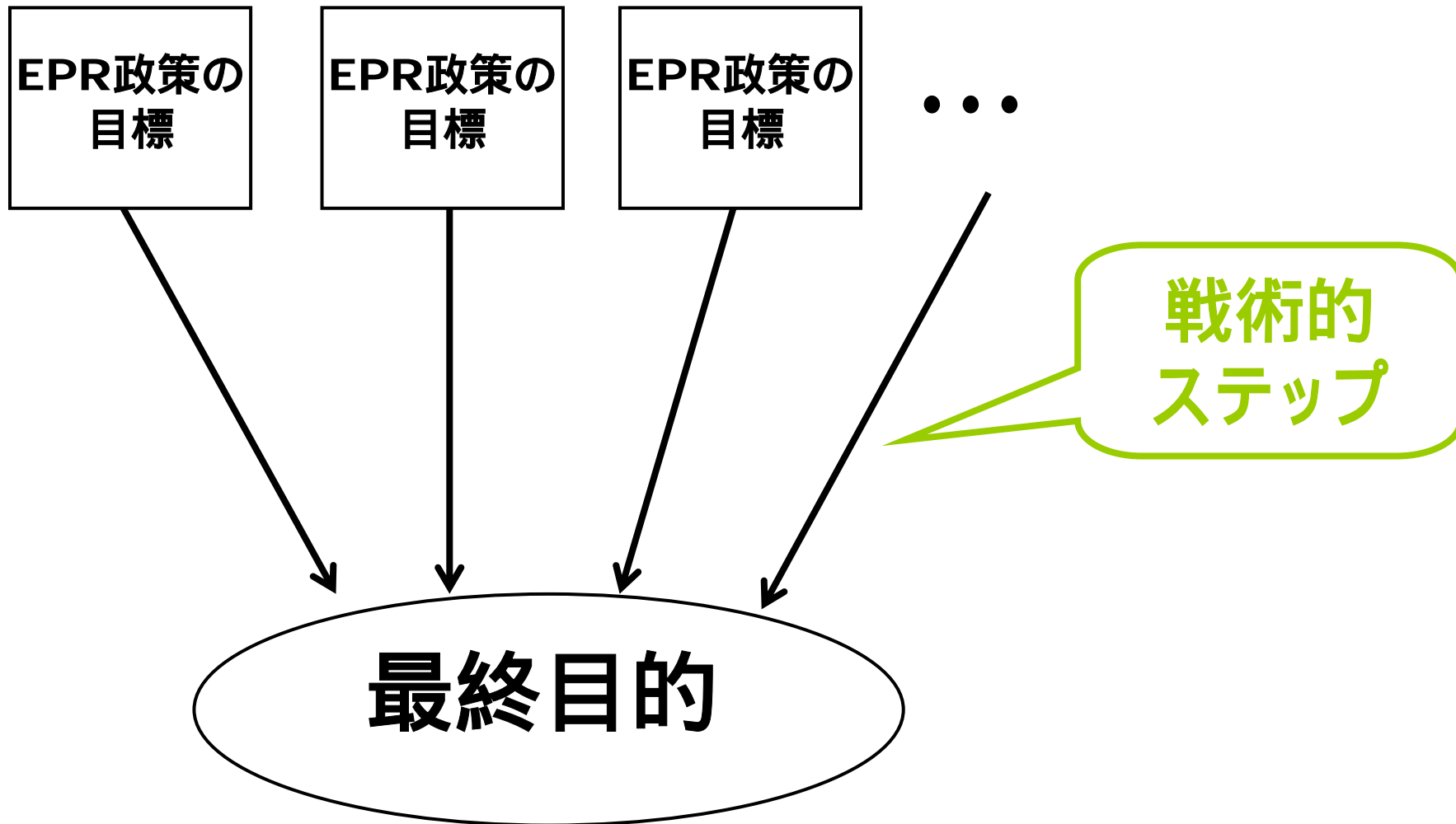
•EPR政策・プログラムの開発基盤をなす

1. 生産者へのインセンティブ
2. 革新の促進
3. ライフサイクル・アプローチの考慮
4. 責任の明確な定義
5. 特徴と特性の要因化
(製品・製品グループ・廃棄物フロー)
6. 政策手法選択の柔軟性
7. コミュニケーションの活発化
8. コミュニケーション戦略
9. 利害関係者の協議
10. 地方自治体の役割の明確化
11. 自発的・強制的 両アプローチの考察
12. 包括的分析を行う
13. 定期的な評価
14. 国内経済の混乱を回避
15. 透明性に基づける

~ 2.2の要点 ~

- マニュアル加盟国政府に対する情報提供
- 目標達成手法よりも**結果**に焦点を当てる
 - ・達成手段の多様化
 - ・革新の促進
- ライフサイクルを通しての環境負荷削減
- 手法は **case by case** で最善のものを選択

2.3 最終目的と目標



2.3

最も重要な
ステップ!

明確な最終目的と目標の設定

EPR政策の最終目的

- 資源利用削減
- 廃棄物の発生抑制
- より環境を配慮した製品設計
- Sustainable Developmentを促す資源循環

2.3

EPR政策の可能な目標

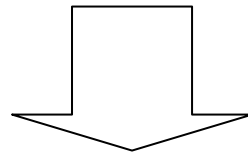
- 自然資源使用量の削減
 - 原材料使用量の削減
 - 有害物質・成分使用量の削減
 - 不法投棄の削減
 - 焼却施設とその汚染の拡散の削減
 - 埋立地とその汚染の拡散の削減
 - 最終処分時の廃棄物量の削減
 - エネルギー使用量の削減
 - 廃棄物管理コストの一部資金供給
 - 廃棄物管理コスト・他の外部性の製品価格への内部化
 - 製品の再利用・リサイクルの増加
 - 原材料の最大価値を確保するための再利用・リサイクルの増加
 - 組織的システムの創設
 - 納税者の廃棄物管理コストの軽減
 - 地方自治体の廃棄物管理コストの軽減
 - より環境配慮的な生産と製品の開発
-など

2.3

日本で行われているEPRプログラム

容器包装リサイクル法(部分的EPR)	→	リサイクルの増加
家電リサイクル法	→	環境配慮型製品設計
自動車リサイクル法	→	資源有効利用
建築リサイクル法	→	リサイクルの増加

資源の有効利用の観点から、廃棄物等の発生抑制、循環資源のリユース・リサイクル及び処分の推進に取り組んでいる(環境省HP)



循環型社会の形成

2.4 用語の定義

用語は最初から**明確**に定義する必要がある

生産者
最終製品
リカバリー } など

極力混乱を避けるためだと思われる

政策立案者は拡大・共有生産者責任第二フェイズ枠組み報告
Annex Aの用語集を参照、または手直しして使用するかを選択できる

2.5 範囲

EPRプログラムの範囲

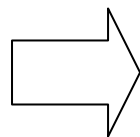
最終目的 & 関連する目標から考察

対象

製品

製品グループ

廃棄物フロー・セクター



定義！

範囲の明確且つ簡潔な定義がないと、色々な問題が、責任の割り当てや利害関係者の役割の明確化に悪影響を及ぼす可能性がある

[Jump to figure](#)

2.6 どの製品又は廃棄物フローを選択するか

EPRアプローチ選択に影響する要因

- » 製品のタイプ
- » 耐久性
- » 構成
- » 市場
- » 流通
- » 二次資源市場
- » 製品の数量
- » 製品グループ内の均一性
- » 製品流通ネットワークの規模と範囲

2.6

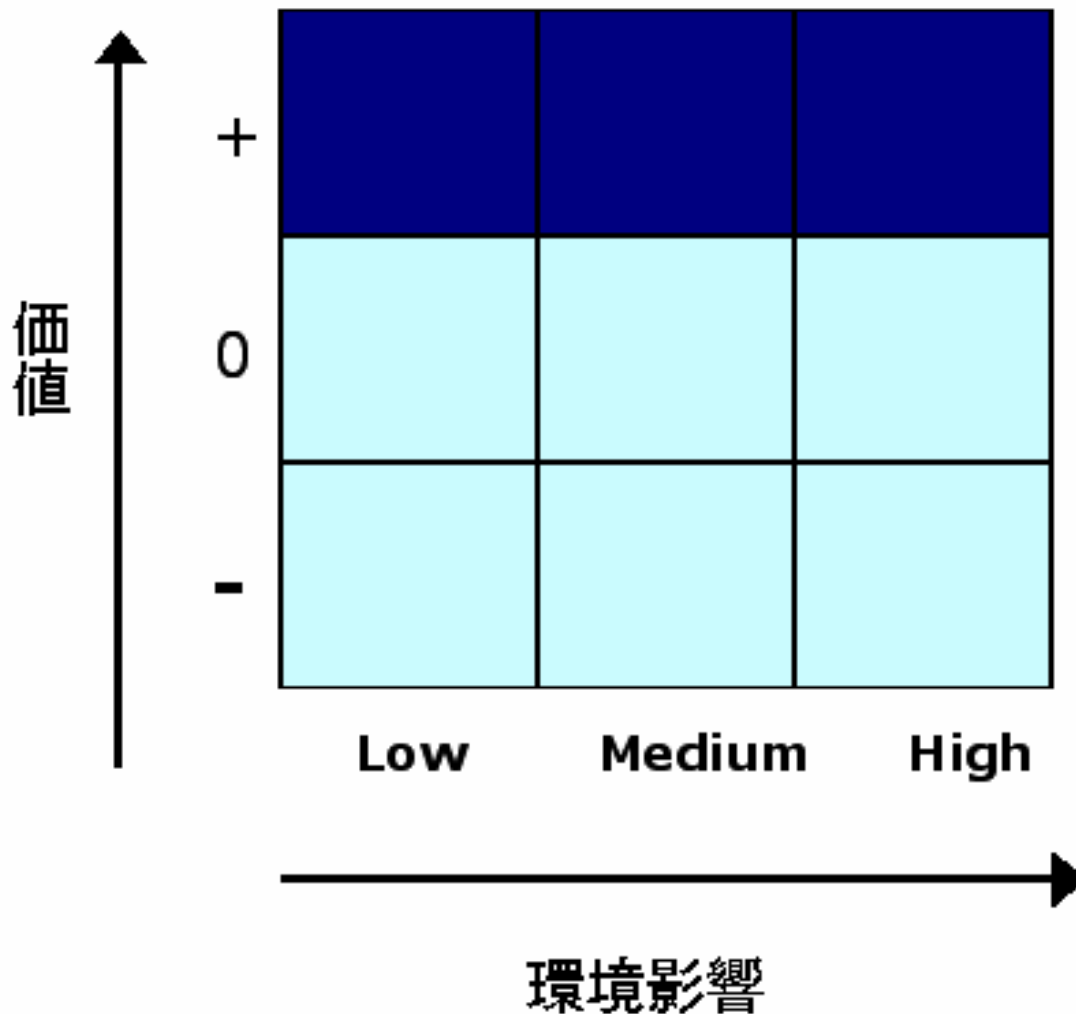
どの製品、製品グループ、廃棄物フロー
に
どのようなEPR手法？

手法の選択は困難

screening toolとして
意思決定マトリックス
(パリ1999)

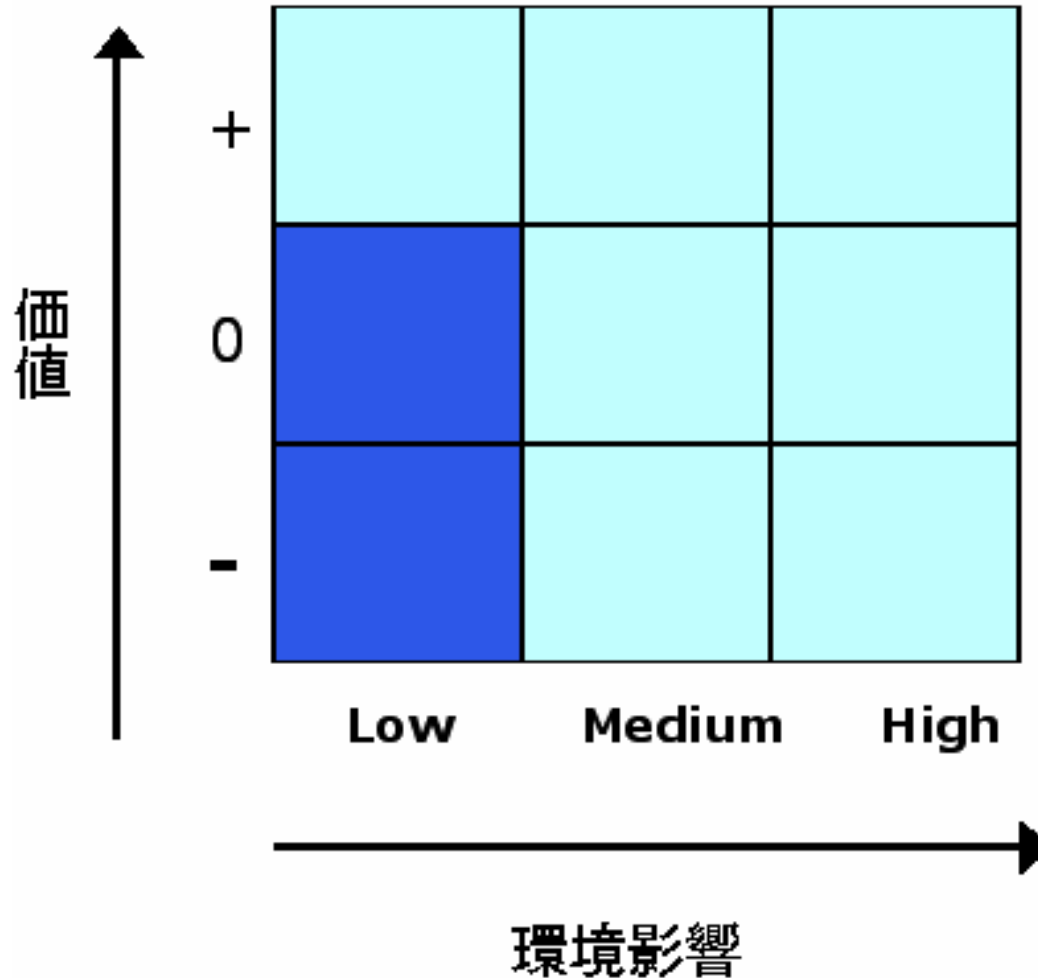
...未だ議論中...

Matrix B: 市場を原動力とするプログラム 正の価値・使用以降の段階



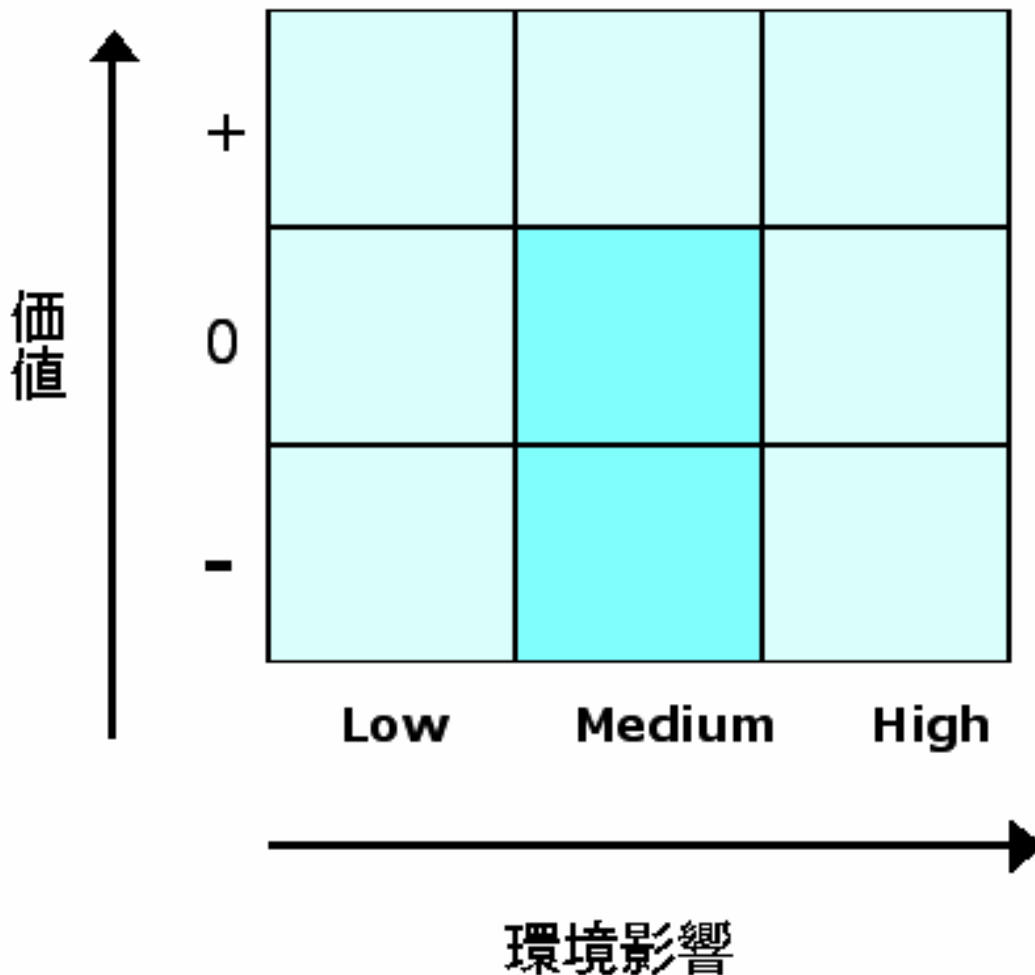
Matrix c: 自発的プログラム

負の価値・低い環境影響



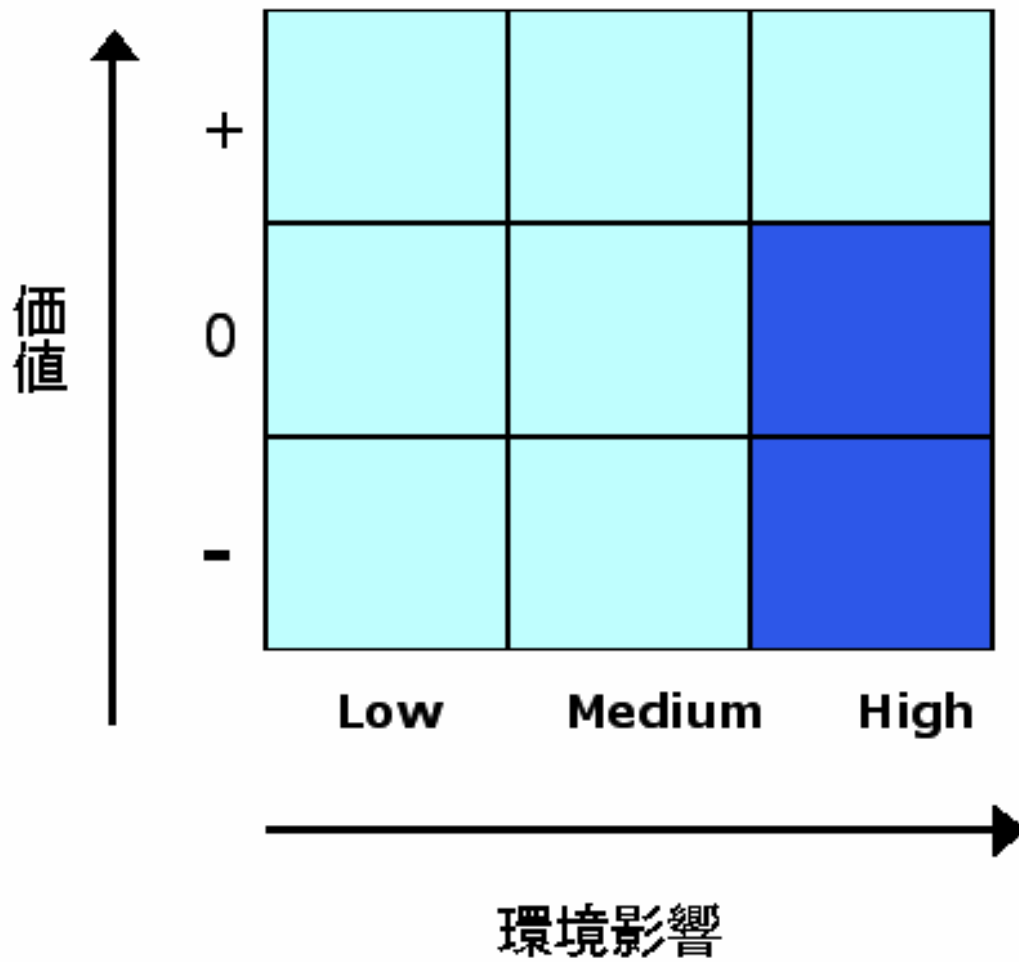
Matrix D: 交渉によるプログラム

負の価値中程度の環境影響

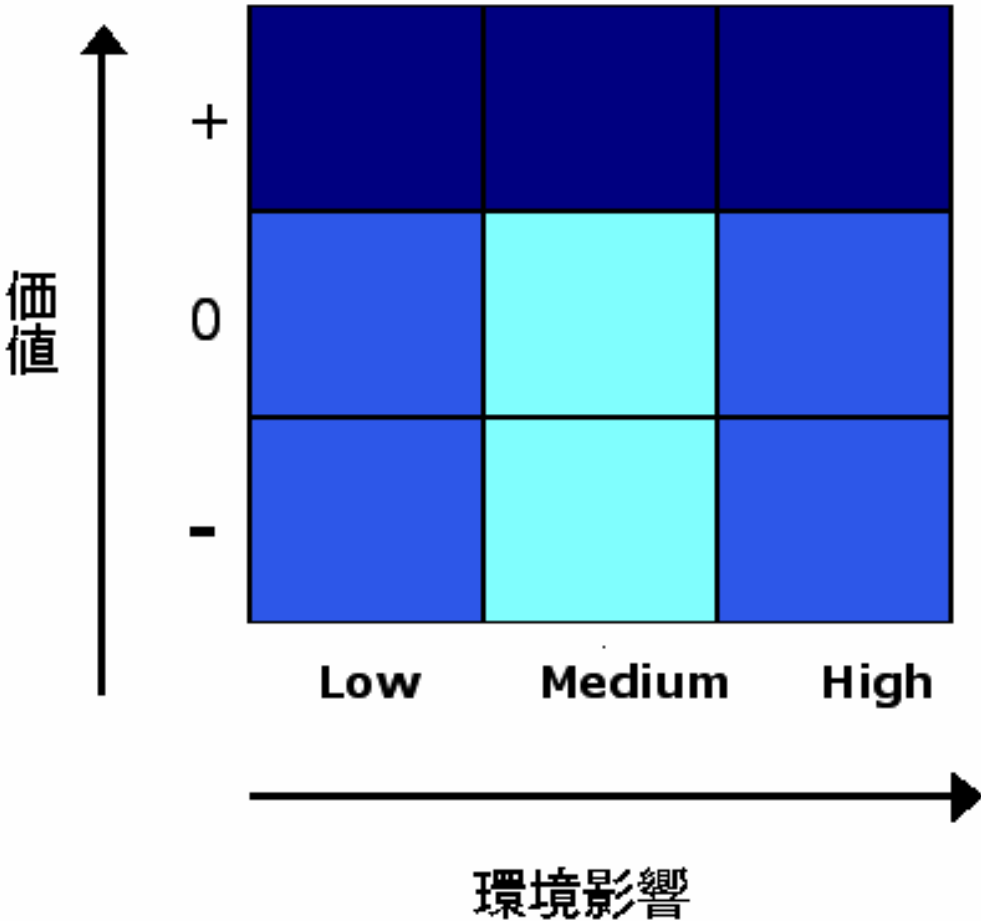


Matrix E: 強制的プログラム

負の価値・高い環境影響



Matrix A: EPRの基本的判断基準の適応



後半の流れ No.1

2.7 法的および行政的アプローチ

(1) 強制的アプローチ

(2) 自発的アプローチ

2.8 目標値と割当量

2.9 リサイクル資源市場

2.10 全国的かつ地域的な環境の最終目的、 プログラム、および法律の役割と関係

後半の流れ No.2

2.11 考慮すべき他の側面

- (1) 消費と生産パターン
- (2) 利害関係者との協議
- (3) 透明性
- (4) EPRに関する情報提供

2.12 まとめ:考察点のチェックリスト

2.7 法的小および行政的小アプローチ

- 強制的アプローチ

現状: OECD加盟国の多くはEPR政策に法的小メカニズム(規制や政令)を使用している

- 自発的小アプローチ

現状: ナイキ、ゼロックスを初めとして増加傾向

- 両方の組み合わせ

EX. 交渉による合意や協定
オランダ包装材協定

2.7.1 強制的アプローチ

Step.1 EPR政策、最終目的、国の環境上の優先事項に応じて、強制的手法をとるか否か

Step.2 関係当局の有無

もしなければ

Step.3 法律、規制、または政令を制定

必要事項：正式な監督役、罰則規定、費用の評価

2.7.2 自発的アプローチ

環境政策手法の一つで、多種多様な
組み合わせが存在する

1. 産業界による一方的コミットメント
2. 汚染者と非汚染者との間の直接交渉を通じてなされる協定
3. 産業と公的機関との間で交渉される協定
4. 公的機関により策定され個々の企業が参加を推奨される自主的プログラム

2.7.2 自発的アプローチ

現状: 自発的アプローチの使用がOECD各国で増加中

- ・ **オランダ包装材協定(契約)** 交渉による協定
 政府と産業界の契約(前ページの3.)
- ・ **企業またはセクター限定の一方的コミットメント**
 特に製品回収に関して (前ページの1.)

動機は？

- ・ 高価値品目のリカバリーという経済的要因、
- ・ 広報上のジェスチャー(社会に対するジェスチャー)
- ・ 政府の介入を回避するための手段
- ・ マーケットシェア拡大

2.7.2 自発的アプローチ

結果 資源とエネルギー消費量の削減
 運用費用の削減
 株主や一般公衆(国民)からの信頼感の向上

リスポンシブル・ケア(RC) 多国的コミットメント

- ・1984年にカナダ化学産業が最初に始めた化学産業の自主的活動。
- ・品質関連事項、職場の安全衛生や環境保護の面においても化学産業の各分野でのパフォーマンスを測定し、その結果を社会に公表。
- ・環境管理システムの種類

プロダクト・スチュワードシップ

- ・リサイクルし易いように製品設計を変更する等、企業が行う自主的取組。

2.8 達成目標と割当量

再使用やリサイクル率向上、又は廃棄物量の削減が目標

→ リサイクル目標や製品回収の割当量を設定

→ { 量的
質的 } (リサイクル率、リカバリー率、
パフォーマンス割当量、特定の品質目標)

利害関係者との協議により、一般公衆、産業界、および政府は目標を受け入れやすくなる。

詳しくは2.11.2で

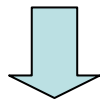
2.8 目標の設定上、考慮すべき点

1. 目標の設定作業に誰が参加するか(例:利害関係者)
2. 目標は自発的か強制的か
3. 目標の達成期間はどうか、段階的導入期間を予定するか
4. 目標が所定の期間中に達成できなかった場合どうするか
5. 目標を計測するのに使用できる基準データは存在するか
6. 設定された目標や割当量を実現するための市場容量はあるか

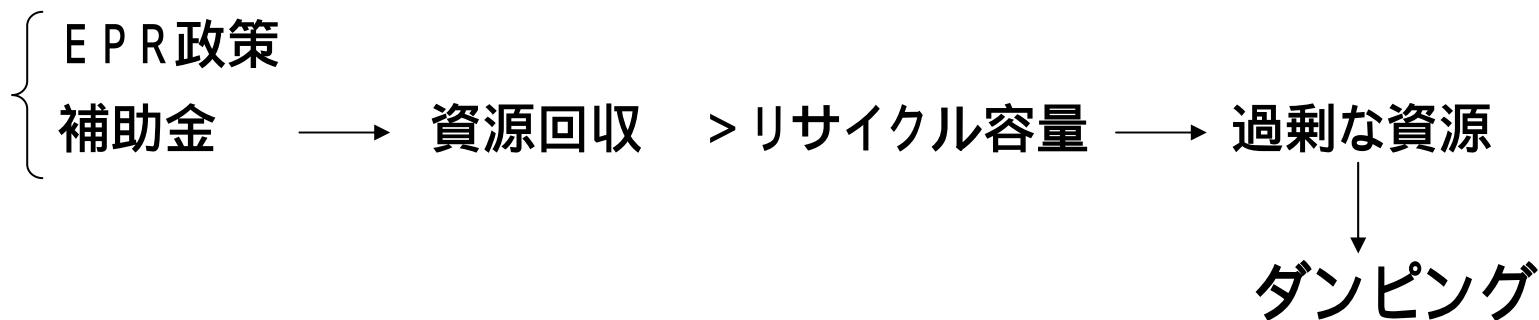
2.9 供給とリサイクル資源需要の管理能力とのマッチング

ドイツ包装廃棄物政令 (1991年制定) → 目標値クリア

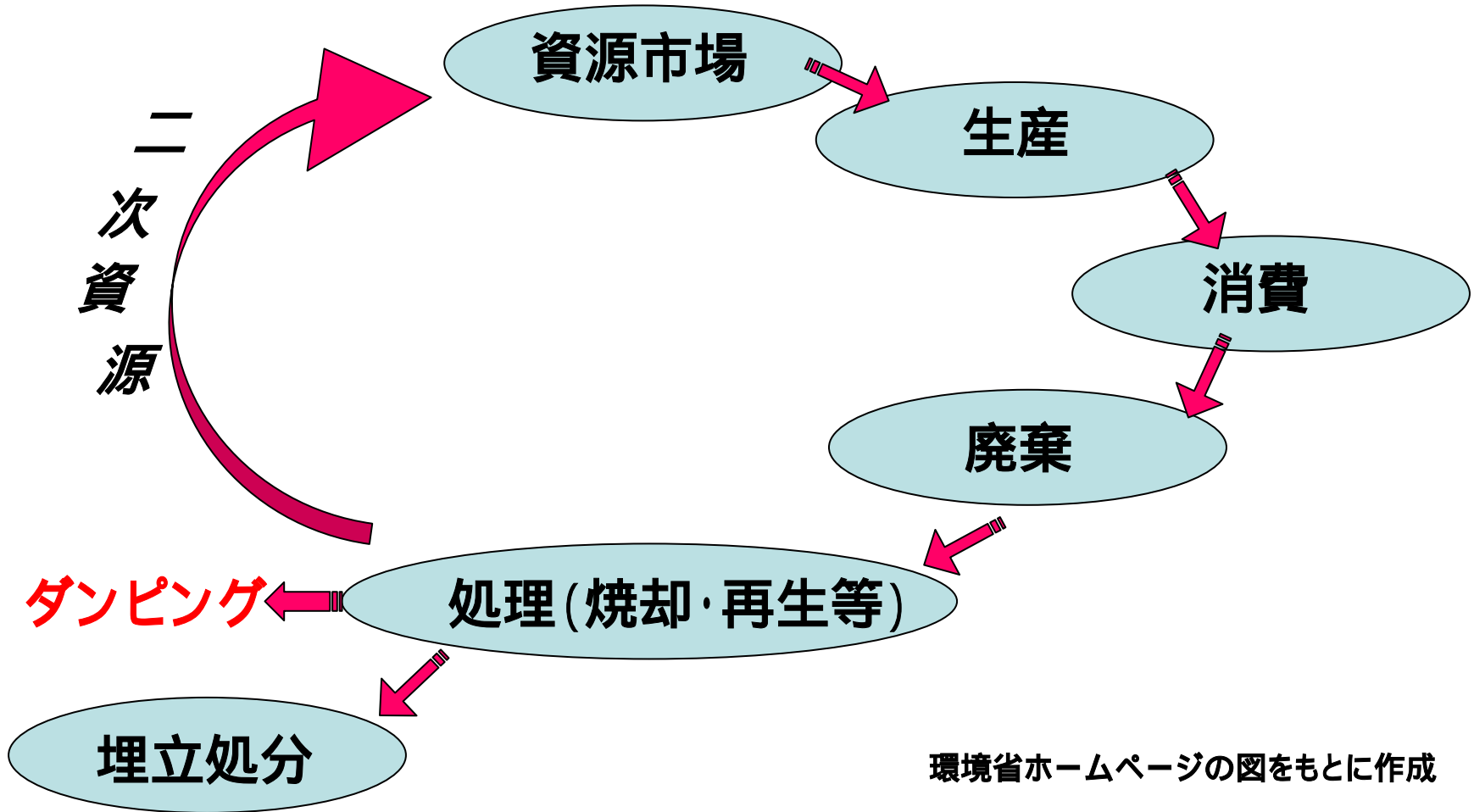
しかし、二次資源市場の**容量**と**技術的能力**が不十分



過剰な二次資源は国際市場に「**ダンピング(投棄)**」された
(主として途上国)



循環型社会



環境省ホームページの図をもとに作成

2.9 供給とリサイクル資源需要の管理能力とのマッチング

リサイクル能力開発には**時間**と**投資**が必要

→ 目標や割当量の段階的導入スケジュール

一般公衆(国民)の意識向上プログラムを策定する場合もある。

リサイクル容量向上の例

ドイツ: プラスチック包装材リサイクル量

1990年	20,000トン/年
1997年	500,000トン/年

2.10 全国性的かつ地域的な環境の最終目的、プログラム、および法律の役割と関係

Step.1 EPR政策の開発

国の環境上の優先事項と目標に合うか
環境政策・プログラムと法律の評価

Step.2 介入するか否か/どこに介入するか

産業界の自発性、地域的プログラムの状況

強制的アプローチをとるなら

関係当局の有無、
新たな法律、規則又は政令の必要性
既存の規則への修正可能性

2.11.1 消費と生産パターン

UNCEDのアジェンダ21によると

生産と消費の非持続的パターンからの脱却



最終目的：生産と消費の持続的パターン

各国政府は

- ・政府の役割を消費者に伝える必要あり
- ・より持続的な消費パターンを促進する方法を模索する必要あり

より効果的な資源利用

資源消費量の削減

EPR

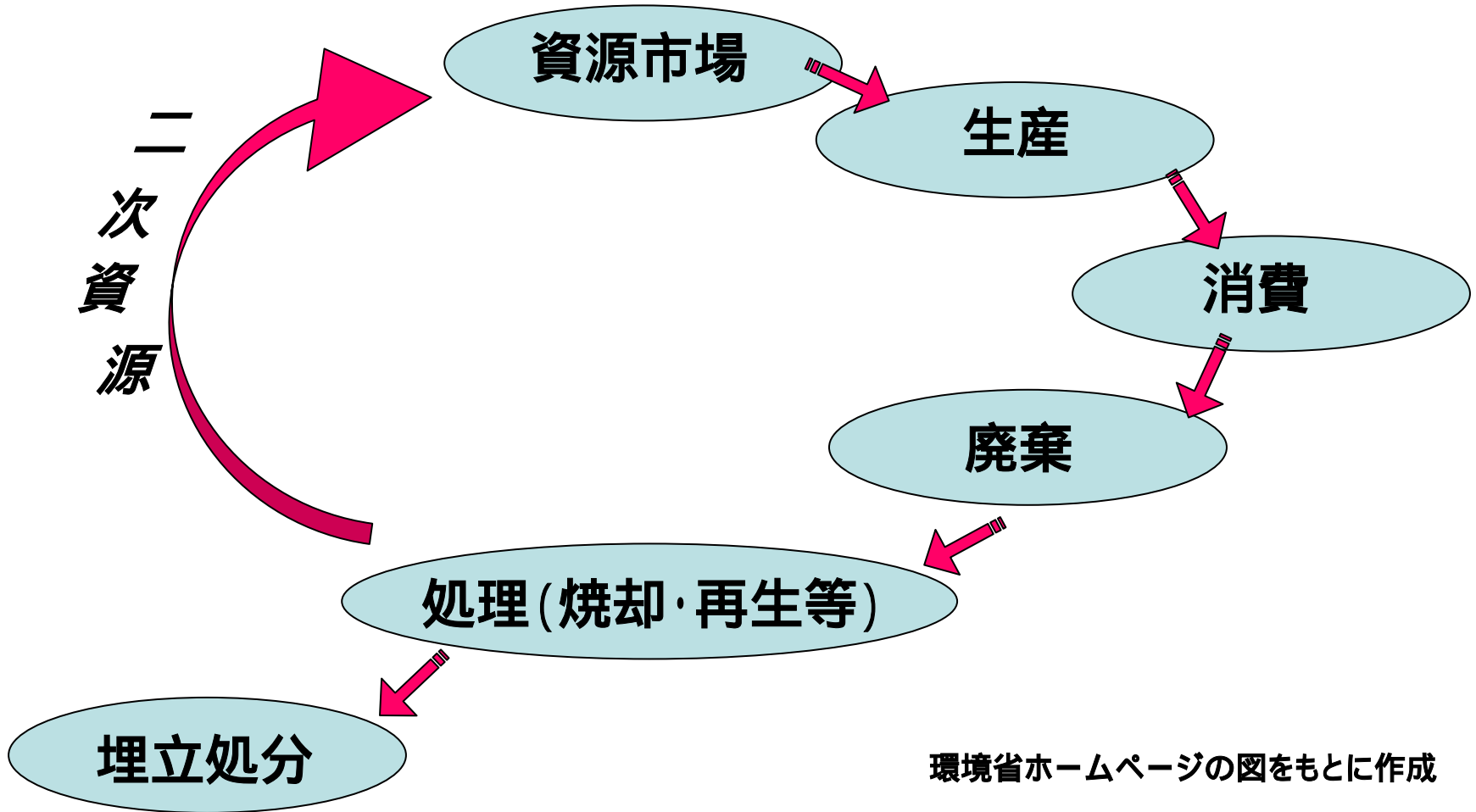


持続的な

生産・消費システム

開発の活性化

循環型社会



環境省ホームページの図をもとに作成

2.11.2 利害関係者との協議

利害関係者とは

政府のすべてのレベル

産業界

輸入業者

NGO (非政府組織)

公益団体

市民グループ

(消費者も入る場合あり)

2.11.2 利害関係者との協議

利害関係者との協議により**合意**と**支持**が得られ、
政策手法と手段の効果的な実施が促される。

過去の経験から

1. **政府**が協議体制を確立し、政策策定プロセスを
主導する。
2. すべての利害関係者からなる**調整機関**の設置。
3. 協議活動の**タイムテーブル**の作成。
(作業完了期日を明確にした上で)

2.11.3 透明性

- ・ E P R 政策の策定と実施は**透明**で**客観的**でなければならない。
- ・ **利害関係者との協議** (cf.2.11.2) は透明性の重要な側面である。
- ・ 政策の**意思決定者**と**国民**の両方にとって透明性が必要である。
 - ・ **意思決定者**: 主要な主体と国民に政策の意図と情報を浸透させられる。
 - ・ **国民**: 積極的な参加と賢明な決断

2.11.3 透明性

1. EPRプログラムの**政策要因**と**目標**は何か
2. どのようなEPR手法が考慮されているのか、それはなぜか
3. 製品の**生産者**は誰か
4. EPR制度に関わる者の**役割**と**責任**は何か
5. **国民**と**消費者**の役割は何か
6. 最終処分される廃棄物量を削減するために生産者はどのような行動をとるか
7. どのような種類の**行政的管理手続き**が制度化されたか
8. EPR制度のパフォーマンスについて、どのような種類の**情報**が提供できるか
9. 使用後の製品の**処理コスト**、また製品の処理または処分のため消費者が支払う**手数料**または**課税**はどうか

2.11.4 EPRに関する情報提供

消費者： 製品購入時に絶対的選択権をもつ

グリーン(又は環境配慮型)製品：

価格の高さゆえに消費者が選択しないことが多い。
フィンランドでは消費者の需要は限定的。

原因：消費者へ環境情報提供をする構造的かつ/又は組織的
手続きの欠如



製品連鎖内のすべての主体が、プログラムの最終目的、目標、ニーズ、必要事項について知る必要あり。

2.11.4 トレーニング、教育、および国民への 接触プラン作成にさいして

要因

- **対象**(国民、特定製品又は製品グループの消費者、商工団体、組合、地方自治体、環境団体)
- **情報ニーズ**(トレーニング・マニュアル、冊子、セミナーおよび他の宣伝)
- **計画実行の時間枠**
- **必要な情報源**

ポイント: わかり易さ、一貫性のある系統的手法、明確な情報と
—— 実例、広範な情報提供(全当事者に対して)

全体としてEPR政策をより効果的にする

2.12 まとめ：考察点のチェックリスト

1. EPRの指導原則
2. 最終目的と目標
3. 用語の明確化
4. 範囲の決定
5. 製品、製品グループ又は廃棄物フロー
6. 自発的かつ/又は強制的プログラム
7. 達成目標と割当量

2.12 まとめ：考察点のチェックリスト

- 8 . 全国および地域の優先事項、プログラム、法律
 - 9 . 持続可能な消費と生産
 - 10 . 利害関係者との協議
 - 11 . 透明性
 - 12 . 情報普及プラン
- 以上12項目

CHAPTER 2

EPR政策と考察

発表終了